

香芝市訓令乙第1号

各 部 課
各出先機関

香芝市管理職員継続研修等実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年1月16日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市管理職員継続研修等実施要綱の一部を改正する要綱
香芝市管理職員継続研修等実施要綱（令和7年訓令乙第11号）の一部を次のように改正する。
次の表の現行欄に掲げる規定を、同表の改正案欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 案	現 行
(到達度確認試験の方法等) 第3条 [略] 2 [略] 3 到達度確認試験を受けた者（以下「受験者」という。）が、連続する2年度にわたって合格した場合は、前条の規定にかかわらず、その次年度以降において市長が別に定める期間、継続研修の受講及び到達度確認試験の受験を免れるものとする。 (結果の開示等) 第4条 到達度確認試験の結果は、 <u>全ての受験者</u> に開示するものとする。 2 [略] 3 職員は、 <u>到達度確認試験の結果を受験者及び継続研修に関する事務を所掌する課等の職員（その上席の者を含む。）</u> 以外の者に口外してはならない。	(到達度確認試験の方法等) 第3条 [略] 2 [略] 3 到達度確認試験を受けた者が、連続する2年度にわたって合格した場合は、前条の規定にかかわらず、その次年度以降において市長が別に定める期間、継続研修の受講及び到達度確認試験の受験を免れるものとする。 (結果の開示等) 第4条 到達度確認試験の結果は、 <u>全職員</u> に開示するものとする。 2 [略] 3 職員は、 <u>第1項の規定により開示された到達度確認試験結果を職員</u> 以外の者に口外してはならない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の香芝市管理職員継続研修等実施要綱の規定は、令和7年度に実施された管理職員継続研修到達度確認試験から適用する。